

福島県国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会

議 事 録

日 時 令和元年10月25日（金）
10時00分～11時30分

場 所 県庁本庁舎2階 第二特別委員会室

福島県総合計画審議会事務局

1 出席者

(1) 総合計画審議会委員 計4名

長林久夫委員、和田佳代子委員、酒井美代子委員、菅野孝志委員（代理：橋本正典氏）

(2) 福島県 計5名

（土地利用関係五法担当）

自然保護課主任主査、農業担い手課主任主査、森林計画課長、森林保全課主幹兼副課長、都市計画課副課長兼主任主査

(3) 事務局 計3名

企画調整部政策監兼企画推進室長、土地・水調整課長、土地・水調整課主幹兼副課長

2 議 事

(1) 福島県国土利用計画（現計画）の点検について

(2) 次期福島県国土利用計画の策定について

(3) その他

3 発言者名、発言内容

次のとおり

事務局（坂詰主幹）	——開 会—— 本日はお忙しいところをお集まりいただきありがとうございます。私は本日の進行役を務めさせていただきます企画調整部土地・水調整課の坂詰でございます。よろしくお願いいたします。 ただ今から、福島県総合計画審議会第1回福島県国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会を開催いたします。
事務局（坂詰主幹） 企画調整部政策監	——あいさつ—— 初めに、企画調整部の橋政策監よりごあいさつを申し上げます。 おはようございます。企画調整部政策監の橋でございます。本会の開会に当たりましてひと言ごあいさつ申し上げます。 初めにこのたびの台風第19号災害により亡くなられた方々に対しまして深く哀悼の意を表しますとともに被害に遭われました皆様に心からお見舞い申し上げます。台風第19号による被害に対しましては、県といたしまして、被災者の方々が一日も早く元の生活に戻れますよう、国、市町村としっかり連携いたしまして対応していくところでございます。 このような中で、委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から県政の推進に当たりまして、格別のご理解とご協力を賜っているところでございまして、この場を借りて厚くお礼申し上げます。 さて、本部会は福島県国土利用計画・土地利用基本計画の策定について検討を行うために総合計画審議会に設置された部会でございまして、7月19日の第1回総合計画審議会において知事が検討を諮問いたしまして、本日が第1回目の部会でございます。ご審議いただきます福島県国土利用計画は福島県総合計画の部門別計画とされておりまして、県土利用の方向性を示し、土地利用に関して他の計画の基本となる重要な位置づけとなっております。昭和52年に第一次計画が策定されて以降、社会経済情勢の変化等に対応しながら、順次、改定を繰り返してまいりました。 現行計画は第5次の計画といたしまして平成22年12月に策定されまして、東日本大震災や原子力災害の発生後、復旧・復興・再生を優先課題といたしまして取り組むことをはじめ、社会経済情勢の急激な変化に対応した県土利用を図るため、平成25年3月に見直しを行ったところでございます。 最終年次を令和2年に控えまして、複合災害からの復興の進捗状況を踏まえました土地利用の在り方や、このたびの台風第19号による被害のように、地球温暖化の進行や異常気象等を背景とした自然災害が深刻化していることなどを受けた、より県土の安全性を高めるための土地利用の推進など、社会経済情勢

	の変化に伴う新たな課題を的確に盛り込んで、新たな計画を策定する必要がございます。 部会委員の皆様方には来年 10 月の総合計画審議会の答申、また、来年 12 月の県議会常任委員会での報告に向けまして、長丁場になりますが、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきまして、次期計画がよりよいものとなりますようご協力を賜るようお願い申し上げまして冒頭のごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
事務局（坂詰主幹）	——委員紹介—— 続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。机の上に準備させていただきました資料のうち、次第の次にあります出席者名簿をご覧ください。 長林久夫委員 和田佳代子委員 酒井美代子委員 菅野孝志委員の代理として橋本正典様 よろしくお願いいたします。
事務局（坂詰主幹）	（資料確認） ここで資料の確認をさせていただきます。本日、机の上にご用意させていただきましたのが、次第、出席者名簿、席次表の 3 枚と、資料一覧にありますように、資料 1「福島県国土利用計画第 5 次の点検（案）」、資料 2、資料編「県土地利用の推移等（関連データ）」、資料 3「市町村アンケートの結果について」、資料 4 は「国土利用計画とは」、資料 5「福島県国土利用計画の策定及び福島県土地利用基本計画の改定について」、資料 6「福島県国土利用計画・土地利用基本計画策定スケジュール（案）」の 6 つと、参考資料といたしまして、参考資料 1「福島県国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会の設置について」、参考資料 2「福島県総合計画審議会『福島県国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会』の委員名簿」となっております。不足等がございましたら、恐れ入りますが事務局のほうにお知らせ願います。
事務局（坂詰主幹）	——議 事—— それでは、福島県国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会は、参考資料 1 にございますように、7 月 19 日に開催いたしました第 1 回福島県総合計画審議会において設置され、部会長につきましては長林委員にお務めいただくこととなりました。これ以後につきましては長林部会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。長林部会長、よろしくお願いいたします。
長林部会長	それではこれから議事を進めさせていただきます。その前にごあいさつさせていただきます。 まずもちまして、今回発生しました台風第 19 号でございますが、福島県におきましても甚大な被害が発生しました。心からお見舞い申し上げる次第でござ

ございます。

その状況をつぶさに見てみますと、今回の雨の降り方は非常にかつてないほどで、流域全体に 200 ミリを超える豪雨が降り、本来持っている設計ぎりぎりの、それを超えるような雨が一部ではありまして、非常に厳しい現状でございました。阿武隈川の本川と支川は整備の割合が多少異なっておりますので、どうしても支川のほうで大きな被災が発生しているということでございます。水没してしまった地域の今後の在り方であるとか、堤防の復旧においては堤防が決壊しないような堤防のつくり方というのもあるかと思えます。今後の復旧をどうするのか、いろいろ論議の焦点があろうかと思えます。

もう 1 点は、先の大震災による原子力災害による復興も、これから本格復興の時期となります。当面の復旧はなされたけれども、まだ帰還困難区域も存在しますし、これから元の町に戻すためにはどうしたら良いかという課題がございますので、この土地利用基本計画の策定というのは、そういう面も踏まえまして十分に配慮して行っていただくということが必要だと思います。

先ほどご紹介されましたように、この総合計画の審議会において知事からの諮問がございまして、国土利用計画の見直しということがテーマになってございます。まさに、先ほど申し上げた内容も含め、それから、これから高齢化社会に向けてのコンパクトシティ、それを実効あるものにするにはどうしたらこの土地利用計画として機能が果たせるのかということも大きな焦点でございます。皆様の忌憚のないご意見をいただいて今後の策定に向けてご審議いただきますのでよろしくお願いいたします。ごあいさつとさせていただきます。

それでは議事次第に従って議事を進めさせていただきます。議事の 1 番目「福島県国土利用計画の点検について」、事務局、ご説明をお願いします。

おはようございます。土地・水調整課長の坂内と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。大変申し訳ないのですが、着座にて説明させていただきます。

まず、現計画、5 次計画の点検についてでございますが、大変恐縮ですが、資料 6 のスケジュールをお開きいただきたいと思います。後ほど「今後のスケジュール」という議題もあるのですが、先ほど政策監のあいさつにもありましたとおり、7 月の第 1 回総合計画審議会の中で、この部会の設置が承認されたところです。本日は 10 月 25 日ということで、まず現在の 5 次計画の点検を先生方にご議論いただきまして、課題等が、どういう課題があったかというところまで本日ご説明をさせていただきたいと思っております。その後、今年度におきましては 2 月を予定しておりますが、基本的な方針と骨子案を検討いただき、5 月、7 月、あくまでも予定でございますが、都合 4 回、この部会を開催させていただき、10 月の総合計画審議会のほうに答申案ということで報告させていただくスケジュールとなります。なお、本県の議会サイドに対しましては、12 月の常任委員会におきまして新しい計画の報告というような形で考えているところでございます。

資料 1 に戻っていただければと思います。まず、点検の趣旨ということで、

1 ページでございますが、先ほどあいさつにもありましたとおり、国土利用計画というものは県の総合計画の基本方針を踏まえ、県土利用の有効利用を図ることを目的とした部門別計画でございます。本県のさまざまな土地利用の計画がございますが、そちらの計画の指針となるようなものでございます。

まず、5 次計画は平成 22 年 12 月に策定されましたが、この段階での課題としまして人口減少、あるいはその人口減少に伴う土地需要の減少などの社会経済情勢の変化に対応しながら、持続可能な県土づくりということで計画を策定したところでございます。

その後、平成 23 年 3 月に東日本大震災、あるいはそれに伴う原子力発電所の事故を受けまして、まずは本県の復旧・復興・再生に向けた土地利用ということで平成 25 年 3 月に見直しを行って現在に至ったものでございます。基準年次は平成 22 年をベースにスタートしており、目標年次は令和 2 年ということで進めさせていただいております。

今回、目標年次が間近に迫っているということはもとより、復旧・復興・再生に向けた土地利用の進展、あるいは、さらなる人口の減少や高齢化の進行など、県土を取り巻く社会経済情勢の変化というものが生じていくことから、新たな計画の策定というようなことで考えているところでございます。この計画の改定に向けて、まずは現行計画の施策、取組の達成状況等について踏まえさせていただいて、新しい計画のほうに生かしていきたいということで、今回、点検を行わせていただきたいと考えております。

まず、点検の方法でございますが、復旧・復興・再生の状況など、基本的な条件というものが現在の計画にはございます。こちらの基本的な条件の変化というものをまず踏まえつつ「県土利用の推移等に関する各種データ」「市町村のアンケート」「県政世論調査」というものを実施させていただきまして点検を行ってまいりました。点検に当たっては、まずは現行計画の基本的な状況について、東日本大震災や原子力災害などが県土利用に与えた影響、人口減少と少子高齢化の進行など、計画期間中にどのように変化、推移したのかということ把握させていただくこととしました。2 ページ以降 11 ページまでがこちらの基本的な条件の変化ということで、各項目ごと、できるだけ文字ベースではなくて図やグラフなどを使いながらわかりやすくまとめさせていただいたつもりでございます。

まず、大きく本県の状況が変わったものとして、何度も出ていますが、東日本大震災、原子力災害などが県土の利用に与えた影響ということで、まずは、一番やはり大きいのは避難指示区域というものが設定されたということで、もちろんこちらは復興等が進む中で、当初は、平成 25 年 8 月時には約 1,150 平方キロメートルという区域の指定状況でございましたが、最近の平成 31 年 4 月時点で 339 平方キロメートル、約 811 平方キロメートル減少と、少なくなっているということになっております。

また、下の②のほうでございますが、特に帰還困難区域等をはじめとする福島復興再生特別措置法も改正されて、当該区域内に居住を可能とするような特

定復興再生拠点区域を定めることができることとなりました。平成 30 年 5 月までにこの計画を策定し、認定を受けた町村が 6 町村となっています。当該区域内での居住を目指し、現在、除染や建物の解体が進められているところでございます。

3 ページをご覧ください。こちらは原子力災害等による避難者向けの復興公営住宅の状況でございます。平成 25 年 12 月に策定しました福島県復興公営住宅整備計画に基づきまして、4,890 戸ということで整備を目指したところでございます。現在、平成 30 年度末までに 4,767 戸が完成しているところでございます。

4 ページをご覧ください。除染の状況でございます。県内の面的除染は帰還困難区域を除き、平成 30 年 3 月までにすべて完了している状況でございます。3 つ目のダイヤモンドですが除染により生じた除去土壌の保管状況をご覧いただくと、全体が総発生量で、赤色が現在の保管数を示しています。現在、中間貯蔵施設に向けて搬出が進められ、保管数は徐々には減ってきておりますということでございます。

5 ページをご覧ください。帰還に向けた生活基盤・産業インフラの進展といえますか、復旧状況等を踏まえたものでございます。一番上の向かって左側の状況が土木施設関係でございますが、被災した土木施設の約 98% で工事に着手しており、現在 94% です。若干、例えば道路・橋梁でございますが、まだ完了されていない部分においても、令和 2 年度の完了を目指しております。なお、こちらについては帰還困難区域は除いております。ただ、帰還困難区域でも災害査定等を受けて整備を進めているところがございます。ちなみに道路・橋梁で、現在、97% という完了率になっております。残りは、今現在、広野小高線（双葉町）、落合浪江線（浪江町）、いずれも帰還困難区域内の道路・橋梁等について、今、工事を進めさせていただいております。

漁港については、請戸漁港が、現在、令和 2 年を目指しているような状況でございます。

いずれにしましても、できるだけ早期の完了を目指す。また、概ね、まだ災害査定を受けていない被災箇所数がだいたい 10 弱というような報告を土木部から受けておりますが、まずは着手したところの早期完成と、あとは帰還困難区域等における災害の査定を含む着手ということが現在の課題となっているところでございます。

6 ページをお開きください。ここから人口減少と高齢化の進行ということで、グラフ等についてまとめさせていただいております。福島県の人口は平成 9 年の 213 万 7,000 人をピークに減少を続けています。若年層の割合が減少する一方で老年人口の割合が増加している、少子高齢化が進んでいるというような状況でございます。平成 23 年には東日本大震災等を受けて約 4 万人の大幅な減少ということになりました。

8 ページをご覧ください。食料・資源・エネルギーという問題の顕在化ということで項目は置いておりますけれども、特に再生可能エネルギー、②の図で

ございますが、本県では「再生可能エネルギー先駆けの地」ということで目指して進めておりまして、導入拡大に取り組んでいるところでございますが、特に東日本大震災以降、大幅な増加になっており、平成 30 年度の導入実績においては 31.8%ということになっております。

次に 9 ページをご覧ください。今回、次期計画の改定に向けて、我々はやはり現在の県土という環境、状況の変化、さまざまなものを押さえるに当たって、当然、県民の意識というものを重要に捉まえる必要があると考えているところでございます。土地利用に対する意識の変化ということで、県政世論調査を実施させていただいているところです。土地利用については平成 21 年度と、今回、改定に向けて元年度に実施しております。

調査項目については、当然、変化を見るものですから、今回も平成 21 年度と同じ調査項目を設定しております。調査項目は上のマトリックス表の下のように 3 点ございます。「あなたの住んでいる地域では、土地利用についてどのようなことが問題となっていますか」、2 番目としては「今後の土地利用を考えるにあたって、特にどのような利用に重点をおくべきと考えますか」「行政を中心として、どのような土地対策が重要と考えていますか」ということで調査をさせていただいたところでございます。

調査結果については 9 ページ、10 ページでグラフに示しているところでございます。平成 21 年度の調査結果が上段の青い線、令和元年度の調査結果が下段の赤い線の棒グラフになっております。簡単に申しますと、平成 21 年度と令和元年度に実施した県政世論調査の結果を比較しますと、地域の土地利用上の課題としまして、やはり、本県だけではありませんが、耕作放棄地、低未利用地に関する項目を回答した人の割合が前回同様上位となっております。その割合がさらに増えているということがともに見て取れると思います。

10 ページをお開きください。今後の土地利用上の重点事項についても、やはり耕作放棄地の有効利用、あとは昨今の異常気象等をはじめとする災害の発生等を踏まえて、河川整備、崖崩れによる危険箇所の整備などの災害対策を求める回答が前回同様多くなっているところでございます。

下のグラフになりますが、土地の有効利用のための重要な対策ということにつきましても、災害に配慮した土地利用の促進ということを求める回答が増えているところでございます。いずれも第 5 次計画策定時に県民の意識を調査させていただいた変化で見られた傾向が今回も引き続き見られているということと、さらに、やはり自然災害の対策の要請というものが高まっていることが見て取れると思います。

12 ページをお開きください。次に、こういった基本的な諸条件を踏まえまして、県土利用の状況についてまとめさせていただいたところでございます。初めに、5 次計画が目指してきたものでございますけれども、5 次計画では、東日本大震災と原子力災害の影響により震災以前と同様の土地利用ができない土地が生じたということを踏まえまして、こういった、まずは県土の復旧ということを最優先課題として取り組んでまいりました。さらには県土の特性や基本

的条件の変化、県土利用の現状を踏まえながら、よく使われる言葉でございますが、限られた県土の有効利用と適切な維持管理の下、土地需要の量的な調整を行うことや県土利用の質的な向上を図ることを目指してやってまいりました。

そこで、5次計画の点検に当たっては、県土利用の状況として5つの基本方針というものを持っておりまして、5つの基本方針に沿って、それに関連する各部局で実施している主な施策を整理させていただきました。その取組状況等について、進捗状況等も踏まえながら分析させていただくとともに6次計画に向けた課題や方向性というところまで導き出そうということで点検を進めてまいりました。

以下、14ページまでは5つの基本的方針の項目に基づいて、県土利用の状況について概要を整理した個別表になっております。主な施策についてご説明させていただきますが、16ページをお開きください。まず、復旧・復興ということで、いの一番に、何度も申して恐縮ですが、進めてまいりました。総合的な防災力が向上したまちづくりというものを目指し、特に津波被災市町が実施する防災集団移転、また、土地区画整理事業と一体となった多重防御という考え方の下に、海岸堤防のかさ上げ、防災緑地、道路整備というような形で進めさせていただきました。

復興まちづくりの進め方という上のほうの主な施策のイメージ図をご覧になっていただくと、いわゆる堤防だけではなくて、防災緑地、あとはかさ上げた土地、あとは道路というような形で多重防御の考え方で事業を進めさせていただいたところでございます。

防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地区画整理事業につきましては、現在47の地区で造成工事に着手して、46で完了して、概ね計画どおり進んでいるということでございます。方向性としましては、事業の早期完了に向けた取組をさらにしっかりと進めてまいるということでございます。

一方、津波被害に遭ったのは、いわゆる住宅系、都市的土地利用のみならず、農地というものも大きな被害を受けたところでございます。そこで、県では農林水産部が中心となって津波被災地における農地整備ということを進めてまいっております。こちらのほうの方向性としましては、帰還困難区域ということで、浜通りのほうの営農再開というようなことが非常に見通しにくい部分も多くございます。方向性としましては、避難区域除外とその後の農業者の意向を踏まえながら農用地の整備を進めさせていただくところでございます。

17ページは除染でございますので、18ページをご覧ください。こちらについてはやはり復旧・復興・再生のための土地利用ということで「ふくしま復興再生道路」ということで、8路線を位置づけて、2020年代初頭までの完了を目指しているところでございます。こちらにつきましても、課題等としまして特措法に基づく財源措置や直轄権限代行を国に引き続き求めていく一方で、整備手法を含めて戦略的に整備を進めていく必要があるというふうに整理させていただいております。予定どおり2020年の初頭までの完了を目指すという方向性で

進められております。

19 ページをお願いいたします。復旧・復興の最後の項目になります。生活基盤・産業インフラの整備ということで、先ほど、既に災害土木施設、農業施設の復旧の状況については前の基本的状況の変化でご覧いただいたとおりでございますが、こちらにつきましても、特に帰還困難区域の海岸堤防等の復旧・復興などについては、特定復興拠点等の整備に合わせて着実にしっかりと進めていく必要があるというふうにまとめさせていただいております。

20 ページをご覧ください。これは土地の量的調整という、これは復旧・復興にも関連する部分もあるんですけれども、大きな項目として農地法の農転許可、森林法の林地開発の許可、そして都市計画法に基づく開発許可、この3つの推移をまとめさせていただきました。農転許可、林地開発許可、次のページには都市計画法の開発許可でございますが、震災以降、復興関連事業や再生可能エネルギーなどの開発に伴いましての増加傾向が見て取れると思います。農地のほうの課題としましては、まずは量的調整ということで、土地の不可逆性といえますか、一度、本来の土地の姿を変えてしまうとなかなか戻らないという土地の性質がございますので、適正な運用ということが求められるところでございます。また、森林におきましても、こちらについては太陽光発電をはじめとする開発許可の件数が今後も増えることが予想されますが、当然、森林の持つ涵養機能であるとか、治水機能であるとか、そういったものは極めて重要なことでございますので、こちらも適切に運用していく必要があるというふうにしているところでございます。

21 ページが都市計画法の開発許可です。こちらにつきましては、ご覧のとおり、やはり震災後、かなり件数が増えていると。あと、特徴的なものとしては、これは色がグレーで書いてあるところがいわゆる非線引き都市計画区域という、市街化区域、調整区域という線引きを、本来の都市計画の区域区分の線引きをしていない地域、特に浜通りがそうでございますけれども、いわき以外は浜通りは線引きをしておりますので、こういった非線引き都市計画区域の開発許可が増えているということが復興関連事業に伴う許可件数の増加ということが見て取れると思います。

課題、方向性として、開発許可、将来のまちづくりを展望した適正な土地利用を誘導する必要があるということでございます。なお、開発許可につきましては、今後、人口減少等も踏まえまして減少傾向を予想しておりますが、ご存じのとおり、都市計画法で定めている技術基準が最低基準の技術基準でございますので、例えば地区計画などを定めて適正な土地利用を誘導するということが必要であると考えてございます。

続きまして 22 ページをお開きください。災害の部分でございます。こちらにつきましては、いわゆる砂防3法といわれている砂防区域等の指定です。砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所でございますが、平成20年度から29年度までの10年間で95カ所増加して、全体で2,074カ所というふうになっています。土砂災害から保全される住宅戸数、当然、区域を

指定して危険箇所の管理を実施しているところでございますが、916 戸の増加というふうになっております。こちらにつきましては昨今の土砂災害ということで、こういった指定を必要な箇所については着実に行っていくということが求められているところでございます。ただ、民間の方の土地の財産の部分もありますので、なかなか住民のコンセンサスというものを得るとことは難しいところもありますが、災害から生命・財産を守るという観点で非常に大きな要素であると考えているところでございます。

25 ページをご覧ください。地域の活力を支える土地利用ということでまとめさせていただいているところでございます。国土利用計画（5 次計画）において、主なこういった地域の活力を支える土地利用という観点で大きな、主な政策として、いわゆる高速自動車国道の整備、企業立地・産業の集積ということを大きな柱立てにしております。

まず、高速自動車道路等の整備でございますけれども、福島県につきましては土木部において「ふくしま道づくりプラン」というものを持っております。こちらで大きく、福島県の県土が広いということで、七つの生活圏を有機的に結びつける 6 本の連携軸という言葉がありますが、4 号線であったり東北自動車道であったり、常磐道であったり 6 号線であったり 49 号であったり、今、整備している相馬・福島間の東北中央道路であったり、国道 289 号であったりという主立ったところでございますが、こういった広域、各地域を結ぶ道路の整備と、その道路を補完するための地域連携道路というものを着実に整備を推進してまいりました。これにより産業の振興を支援し、患者搬送の時間短縮などにより県民の安心な生活を支えるということで進めてまいりました。

企業立地の産業推進ということにつきましても、ご覧のとおり、今現在、ふくしま産業復興企業立地補助金という、いわゆる企業立地で一定の条件を満たした場合、例えば雇用数であるとかを満たした場合には補助金が交付されていますが、平成 18 年度に企業立地補助金の拡大ということで件数が大幅に増えたところが見て取れると思います。震災前後にちょっと落ち込みはありましたが、現在、グループ補助金をはじめとするさまざまな立地施策に基づいて、産業集積のほうも着実に進んでいるというふうに見て取れると思います。

27 ページをお開きください。こういった各個別表の中で、私が既に説明してしまったものを言葉でまとめたのがこの 27 ページ以降でございます。12 ページから 26 ページまでのものをまとめたものでございます。個別表では触れなかった 29 ページの部分だけちょっとご説明させていただきます。

先ほど政策監のあいさつでもありましたが、土地利用を進めるに当たっての上位計画として、この国土利用計画が位置づけられているところです。その大きなミッションのひとつに総合的なマネジメントということが掲げられるところでございます。⑤でございますが、県土利用の調整ということでございます。多様な主体が課題を共有して、土地利用の在り方を検討するというところで求められているところでございます。

なお、地域の土地利用の基本となる市町村計画の策定に際しましても住民参

加の手法を取り入れること、あるいは地域の取組の事例なども情報を水平展開して共有するようなこと、地域の実情に合った計画の策定と運用を行っていく必要があるとしております。人口減少が進む中で、土地利用の課題に当たっては、耕作放棄地の増加など土地の未利用地化が進んでおりますので、特に農業分野においては地域の中で話し合う「人・農地プラン」というものがあります。こちらの作成、見直しにより合意形成が図られた区域では農地中間管理事業等により農地の賃借などを進めてまいっているところでございます。

一方、それでも、耕作放棄地というものがなかなか解消されないというのが現状でございます。引き続き担い手の育成・確保ということで、担い手への農地の利用集積や生産基盤の整備を進めるということでまとめさせていただいているところでございます。

一方、農地だけではなくて、都市においては、一番下のポツの2行目ですが、空き家や空き地が増加するという一方で、土地管理水準の低下が懸念されているところでございます。これまでのように、土地の所有者のみならず、県や市町村など、公的主体を含めた多様な主体が土地利用に関心を持ちながら、その管理を担っていくという仕組みづくりといたしますか、今現在、国においても法制化を進めているところでございますけれども、こういったことが重要になっているところでございます。

30 ページをお開きください。点検のまとめでございます。(1)の基本方針に沿った主要な施策の点検結果に加えて、県政世論調査、あるいは市町村結果も踏まえて、次期計画の策定につないでいけるように計画の点検をまとめたというものでございます。

1つ目の項目、復興に向けた土地利用についてでございます。県政世論調査において、土地利用の重要事項として「東日本大震災と原子力災害からの復旧・復興に向けた土地利用を進めることに重点を置くべきだ」と回答した人の割合が県全体で約2割を占めているということで、まずはこちらの復旧・復興をしっかり到着実に進めていく必要があると考えているところでございます。

また、原子力災害に伴う面的除染は帰還困難区域を除いて完了しましたけれども、引き続き復興再生拠点区域の除染を早期に実施すること、あるいは仮置場の除去土壌等の中間貯蔵施設への早期搬出による原状回復などを進めることが求められております。復興の進捗状況を踏まえて、豊かな生活や生産が展開される場として県土の魅力を高めて、次世代によりよい状態で引き継いでいけるように計画的な土地利用を進めていく必要があるとまとめさせていただいているところでございます。

人口減少社会における土地利用につきましてですが、多くの市町村がやはりアンケートで低未利用地、空き家の増加、耕作放棄地の増加、森林整備の遅れなどが挙げられているところでございます。また、県政世論調査においても50%の方が同様の回答を示しております。土地の有効利用、管理水準を維持していくための取組を一層進めていく必要があると考えているところでございます。

	31 ページをお開きください。深刻化する自然災害等に対する土地利用ということでまとめさせていただいております。地球温暖化を背景とした異常気象、まさに今回の台風第 19 号のように、かなりの降雨量を見たところでございますが、自然災害の発生が深刻化しているということで、県土の安全の確保の必要性について、多くの市町村がやはり課題として挙げております。県政世論調査においても「浸水や崖崩れなどの災害の恐れ」の回答割合が増えているということで、防災や減災の強化ということが強く求められているところでございます。併せて低炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入というのと、一方ではやはり景観や自然環境への配慮ということも求められているところでございます。このようにまとめさせていただいております。 資料 2 は資料編として関係するような資料を付けさせていただいております。あとでご確認いただければと思います。 次に資料 3 でございますが、こちらについては市町村アンケートということで、実施したアンケートを集計といいますか、分析させていただいたものでございます。アンケートは 59 市町村を対象に、第 5 次計画の県土利用の課題に沿って案件を照会して、その現状と課題、この期間中にこれが進んだよというようなことをまとめたものでございます。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。 ご苦労さまでした。国土利用計画第 5 次の点検結果とその総括をご報告いただきました。 それでは、事務局からご説明いただきましたので、委員の先生方からご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。順を追ってではなくて、どんな点からでも結構でございます。お話ししやすい内容から出していただければと思っていますのでよろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。では、和田委員、お願いします。 和田でございます。いわきから参りました。いわきも台風第 19 号の被害が大変多くて、人的被害も県内で一番亡くなられた方が多いということで、現在でも水道が復旧していない部分もございまして、なかなか、被災した方は水が引いてもお掃除もできないような状況ということもあります。 それで感じたんですけれども、最近、よく局地的な集中豪雨とかいいますが、それが局地ではなく、広範囲にかなり広がってきているのではないかなということ。今回の台風第 19 号を見ましても、福島県はもちろんですけれども、縦にずっと静岡、栃木なども豪雨ということがありまして、それを感じますと、本当に局地というふうに最近は言えなくなってきたのかなということ。それから、常態的に豪雨が起きているということもあって、そのことから言いますと、やはりそれを当たり前のこととして受け止めて、これから土地利用というののも考えていかなくはならないのかなというふうに思った次第です。 今日、来るときに、磐越道で、高速バスでずっと参ったわけなんですけど、崖崩れというか、磐越道沿いでもブルーシートが掛かっているようなところが何か所か見受けられましたけれども、それまで大型な崖崩れは起きておりません
長林部会長	
和田委員	

	けれども、49 号線とか、それから 289 号線ですね、御斎所街道なども大変だということで、まだ止まっている状態で、やっぱり治山というのは非常に必要なのかなと。その一方で、いわき市の三和のあたりだと思うんですが、ひと山まるきりはげているところがあるんですね。恐らく太陽光発電が設置される場所ではないかというふうに思っておりますが、機会があるたびに、あまりにも急激に太陽光発電、再生可能エネルギーの普及を進めるあまりに、その辺のところ、治山といいますか、治水の部分がおろそかになっているのではないかなというふうに考えております。いわき市でも、現在、風力発電が大規模なものが計画されておまして、住民とのあつれきというのがかなり起きて問題になっております。その辺のところも今後進めていく上で考えていきたいなと。 ひとつ質問なんですけれども、県民世論調査が行われたということで、9 ページですね。こちらは回収率が 50%を下回って、これはある程度は仕方ないと思うんですが、この有効回収のうちの年代というのはある程度わかるんでしょうか。その辺のことをちょっとお聞きしたいと思っております。
長林部会長 土地・水調整課長	それでは事務局、お願いします。 ありがとうございます。本日の資料では、クロス分析を我々のほうではしているんですけれども、年代ごとのデータもございます。時間がかかる場合がございますので、後ほどデータを先生方のほうにお送りしたいと思います。
長林部会長	和田委員が初めに申された水災害の常態化を前提とした土地利用、それから治山、斜面崩壊と太陽光発電等の急激な開発の治山、治水、住民とのあつれきの問題は、後ほどまとめてご意見いただくということでよろしいですか。恐らくこの点に関してはたくさんご意見があるので、総合的にまとめて、ご意見、事務局のほうで説明いただければよろしいと思います。
酒井委員	それでは、次、お願いいたします。それでは、酒井委員、お願いします。 私もいくつか関連する項目があるんですけれども、まず第 6 次を考える際に、やはり今回の台風第 19 号災害というのを含めて計画していただきたいというふうに思っておりまして、この内容だけだどうしてもやっぱり東日本大震災の内容になっていて、今回は見直しということもあつての資料にはなっているんですけれども、やはり震災後、豪雨災害があつたんですね、県内で。それも含めて、復興計画に今回もできるだけ組み入れた形で計画を進めていきたいなというふうに思っています。 あと、いくつかあつて、アンケートのほうで、9 ページのほうに問題点というふうに挙げられているのが、手入れがされていない山林、田畑、空き家というふうにすごく大きくなっているんですけれども、計画のほうを見ると、もう少し踏み込んだ計画があつてもいいなというふうに思っておりまして、もうちょっと何かアクションを起こせるような内容になっていないと、このまま、また 10 年後も同じ結果になってしまうのではないのかなというふうに思いました。 「人・農地プラン」にうちの村でも取り組んでいるんですが、やっぱり年月がかかってやっと形になっていくものなので、空き家対策なんかも、何とか普

ランというのでも構わないと思うので、何か県でこういうふうな形はどうだというのを示してもらいたいなというふうに思っています。

実は、裏磐梯のほうでも空き家がやっぱり県道沿いにありまして、ちょっと今動いているのが、空き家で民泊を始めようということで 11 月から実はオープンするんですが、ただ置いておく家の部屋を宿泊施設に提供する。でも、それだけで人が動くようになるんですね。なので、ただ置いておくだけではなくて、そういうふうに民泊に有効利用していく。

あとは、景観にそぐわないような施設を空き家バンクに登録するのにも、例えば修繕が必要だったら景観条例を市町村ごとにつくるとか、何かうまい対策がないかなというふうに思っています。県でも何とかプランというふうにやってもらえるとすごくいいかなというふうに思います。

あと、空き地対策にしても、今日テレビで朝見てきたんですけれども、公園を民間の施設にオープンスペースとして貸し出すとか、利用してもらうとか、すごくいいなというふうに思ったので、もっともっと空き家対策、空き地対策に対してもアクションを起こせるのではないかなというふうに思いました。

あと、もうひとつ、先日、関東森林管理局に行きまして、風力発電所の検討会があって行ってきたんですけれども、福島県では太陽光のほうを、私も森林審議会の保全部会に出席してまして、太陽光の設置に関しては、審議案件としてたくさん上がってきてまして。先ほどの和田さんの話をお聞きしまして、ひとつ思ったのが、風力は環境アセスメントを検討されるんですけれども、太陽光は環境アセスメントの検討はないということで、もう少し太陽光でも環境アセスメントの計画の必要はないかもしれないんだけど、もう少しそういった検討もされたらいいのではないかなというふうにも思ったところです。

とりとめもない話ですが、以上です。

土地・水調整課長

土地・水調整課長でございます。ありがとうございます。和田委員からも酒井委員からも貴重なご意見をいただき、本当にありがとうございます。

特に酒井委員のほうから出た 6 次計画に向けて、当然、このたびの現計画が東日本大震災を踏まえた見直しをやったということで、どうしても復旧・復興というのはメインが東日本大震災、原子力災害からの復旧・復興・再生ということになっております。

ご指摘のとおり、その間も福島県では豪雨災害が、私の記憶が正しければ、昭和 61 年にやはり郡山、本宮、福島を中心とした「8.5 水害」、あとは平成 10 年災害ということで、県南のほうを中心とした災害、あとは平成 23 年には新潟・福島豪雨。そのほか、局所的というところかもしれませんが、その間にも災害が非常に多くなっているのが現状でございます。当然に 6 次計画においては、そういった防災・減災ということがやはり一番大きなテーマのひとつと考えておりますので、そういったところを国土利用計画のほうに加えていきたいなと考えております。

ただ、防災・減災のひとつの方向性として、今、事務局で検討しているのが、河川というのは、国管理があったり、県管理があったり、市町村管理があった

り、当然、河川法の2条、施行令だと思いますが、2条7号区域といって、県管理の河川けれども一定区間は国が管理するというような河川もあるんですけれども、管理者ごとの区分で被災が起きるわけではないので、流域全体となって減災に向けた土地利用の在り方ということ、先ほど部会長から冒頭ありましたように、阿武隈川の平成の大改修が行われたことに伴いまして堤防がかさ上げになりました。それに伴う支流が、どうしてもやっぱり高いところから低いところに水が流れていきますので、浸水、越水といいますか、破堤したりとかしているような現状もありますので、そういった流域全体で考えていくことも必要なかなというふうに考えているところでございます。

ただ、ハード面だけではなくて、やはりソフト面も生命・財産を守ることに関しては、ハード面は当然大事ですけども、ソフト面、ハザードマップであったりとか、あとは避難意識の醸成であったりとか。昨日の新聞にも出ていたんですが、北陸新幹線がだいたい120両浸水したらしいです。300億円の損害だと。もともとあそこは5メートル浸水するところの想定区域だったらしいですが、それが10メートルから20メートルというふうにかさ上げ、危険度が上がったらしいですが、なかなかその対策が講じられていないと。

あとは、今回、いわきのほうでも断水がありますが、浄水場が浸水して断水になっているところがいわきでもございます。全国的にもやはりそういった浄水施設が浸水区域になっており、対策がなされていないというのがありますので、こういったソフト面も含めて、あらゆる主体が連携しながら、減災・防災に向けた取組ということをどのようにまとめていくかということ、先生方のご指導をいただければと考えているところでございます。

2番目の空き家とか空き地、こちら也非常に人口減少に伴って大事な課題になっております。県のほうでは市町村が空き家バンクというような形で、空き家とそれを求める方のマッチングみたいなことをやっているんですが、なかなか自分が欲しい空き家が見つからない。ちょっと老朽化しすぎているというようなことで、それに対する修繕であるとか、そういったものに対する支援措置というものも大事な要素であると考えていますので、そちらについても検討をさせていただければと思っております。

3点目の太陽光発電の環境アセスメントの関係でございますが、国の環境影響評価法においては確かに風力だけが対象になっております。今、県のほうでは太陽光も含めた環境アセスメントの検討、対象を広げるというような動きがあるようでございますが、本県におきましては環境アセスメントに関する条例に基づきまして、太陽光についても事業所扱いということで、75ヘクタール以上が第1区分というのですが、50ヘクタール以上が第2区分といって50以上で、特に環境に影響を及ぼすものについてはアセスの対象になっているところでございます。こちらについても非常に大事な要素でございますので、検討させていただければと思っております。

ご苦労さまでした。それでは、ただ今のご意見、それから報告を受けまして、橋本さん、ご意見がありましたらお願いします。

長林部会長

多分、同じようなことなんだろうと思うんですが、14 ページに「県土利用の総合的マネジメントの推進」と書いてあって、組立はわかるんですが、中身的に、主として、どちらかというと農地の部分を書いてあるんですが、そのほか、口頭で説明があったのですが、森林の部分なり、あるいは宅地の部分も現状として踏まえた上で、今後どうするのかというのを、口頭であったようなことも含めて整理していただいたほうがわかりやすいかなというふうに思いました。

それから、今ほどお二方からあったような、ほとんど同じなんですが、環境問題の部分で資料の中で触れていて、その部分については当然、本県だけでどうにかなるものでもないし、これは地球的視野に立って考えていかななくてはならないのですけれども、ただ、そうした中、福島県だからこそこできる、福島だからこそやらなくてはならないんだという視点をもうちょっとアピールできないのかなと。前面というか、アピールできるような組立はできるのだろうと。その中で、今ほど盛んに議論があった再生可能エネルギーに対しても当然の柱になってきていいのだろうと。

太陽光に関してはお二方がおっしゃるとおりで、最後に出てきた自然環境、自然景観とかいうのもありますし、ちょっと太陽光に偏重しすぎているきらいがあるので、資料に書いてあるんですが、バランスよく進めるような施策というのは必要だろうと。同じように、結構、太陽光は斜面を活用しておりますので、確認したかったのは、土砂崩れとかそういう防災の視点からどういうふうなチェックが入っているのかなというのはいちよつと確認したいなと思っておりました。

それから、同じようなことなんですが、有害鳥獣なりの問題も含めまして、やはり森林が相当弱っている、荒れているのだろうと。それから治山・治水の観点からも、森林の多面的な再評価をしていきながら、それを広く、なかなか県民の方々も理解しづらい部分だと思うので、そこをきちんと県民の方々に伝えて、理解を得るような取組をお願いできないかなと。幸い、今年は福島大学食農学類でそういった分野の方々もいらっしゃいますので、そういった方とも協議しながら進めていけるのではないかなと。

あと、直接的には土地利用とは関係がないんですが、今回の台風被害の中で、これは全く素人の感覚なのかもしれませんが、山林の土壌なりが河川なり水田に流入して汚染されているのではないかなというふうな不安を持っている方もいらっしゃるんですよ。その部分について、当面は実態調査なり確認等、どういう対策が必要かということをやっていただきたいのですが、もし、そのときから問題がないというのであれば、それをきちんと県民にわかりやすく伝えていただきたい。「問題がないということだけだと何かあるんじゃないの？」となるので。というのは、資料にありましたように、森林の除染は実はほとんどやっていなくて、その上で本当に必要ないのかどうかというのをできれば協議していただいて、森林除染はこのままでいいのかというのは、毎年どこかでこういう被災があるわけですから、今年だけの問題ではないというふうに考えると、そこはぜひお願いしたいなと。

長林部会長 土地・水調整課長	あともう1点、こういうのがあると、必ずそういうのだけ福島は報道されてしまうんですが、仮置場のフレコンバッグが流出したというのが盛んに報道になっているんですが、その辺の保管・管理をどういうふうな形でチェックしていくのか。今日の議題ではないですが、それもちっと今回の災害を見ていて思ったので、あえて発言させていただきました。 ありがとうございます。お答えできるのであれば。 ありがとうございます。まず防災の点からのチェックということで、太陽光をはじめ、山林関係の本来持つ治山の水をためておく機能であるとか、さまざまな機能があります。そういったところを開発するに当たっては、森林法の開発許可でやはり防災の観点からの技術的な審査というものはなされます。 また、都市計画法においても、基本的に都市計画区域内で土地区画形質の変更というのが大前提なのですが、防災上の観点で、最初に流入する放流先の河川の比流量を高めないような形で防災施設をつくりなさいとかいうことをやっているところでございますが、ゴルフ場のときもそうだったんですが、国土利用計画として、本来こういった大規模開発というものの裏腹に、ずっとその土地利用が継続してなされればいいのですが、どうしてもやっぱり途中でやめてしまったりとか、今回の再生可能エネルギーにおいても、途中、耐用年数というのがいろいろあるかと思います。その途中で事業をやめてしまったときの元どおりに戻すというような部分、これは法律で許可するときに求めているんですが、なかなかそれが実行されていないというようなことを踏まえながら、国土利用計画でどこまで踏み込んだ形でまとめることができるか研究していきたいと思っております。 あと、先生のほうからご指摘いただいた、県民に理解を深めてもらうということは非常に大事な要素でございます。私どもはいろいろな計画が県庁内にありますが、はたしてその計画は県民の方がどれだけ知っているのというのは甚だ疑問な部分がありますので、当然、その計画というのは県民のためにあるわけですから、そういったものに対して広く理解を求めるような方策の検討ということも必要と認識させていただいているところでございます。 そのほか、台風によって山林の土壌が河川、田畑に流れているような心配があるというようなこととか、フレコンバッグの管理等については担当部署のほうにつなぎたいと考えております。 ご苦労さまでした。3人の先生方からご意見を頂戴した中で、キーワードをいくつか私は承ったと思っています。和田委員のほうからは、災害は常態化しているのではないのか、それを踏まえた土地利用の在り方を考えなければいけないのではないのかというご意見をいただきました。これはまさにそのとおりだと思うんですね。 後ほど議論を進めたいと思うんですが、例えば先ほど私がおあいさつで申し上げましたように、大災害というのは必ずもう来ないとは限らないというのが前提条件でございますので、そうすると、あふれても破堤しないような堤防を災害復旧でつくっていく。それから、水害常襲地帯といわれているところでは、
---------------------------	---

都市計画法、それからさまざまな防災面からも浸水を前提とした町の在り方、そういうものを検討していくというようなことを土地利用の中に持ち込めれば、今後の在り方としていいのだろうと思っております。

それから、酒井委員のほうから、山林や空き家の問題、都市の問題、農地の問題、いろいろありますが、そういうアクションプランを誘導できるような土地利用計画、実効あるような計画が出せるのか。この計画自体を見てみると何でもできるように書いてあるんだけど、どんなことでも通ってしまうようなことがあって、県として誘導的な内容を強く出すようなことが必要だと思うんですね。そんなことがこういう計画の中で本当にできるのかと。

先ほど言いましたように、防災対策も流域圏だといったときに、これは国・県・市の管理する河川で基準が全部違っております。それを流域圏として一体と整備水準があって、では、防災率をどれぐらいまで上げられるんだというような、そういう検討もありますよね。そんなのがこの利用計画の中に本当に書き込めるのか。もう少し突っ込んだやり方で書いていかないと、今後10年ないし20年、本来の目標としては50年先の県土を良くするという目標があるわけですから、そういうところにつながるような利用計画をつくってもらいたいと思うんですね。我々も皆さんで努力して、いろいろな論議を深めてつくりたいと思っています。

橋本さんからは、福島県ならではの環境問題に取り組むような再生可能エネルギーの在り方ができないだろうかということも言われて、非常に重要なご指摘を頂戴していますので、ぜひそういうようなところを皆さんで検討してやっていけばいいなというふうに思っております。

それで、今いただいた5次の点検のところで、最終的に私が大事だなと思うのが、県土利用の状況から踏まえて、さらに総括をいただいて、まとめて終わっていますね。まとめ、この辺のところの課題といいましょうか、それをご議論いただけると、この議題の締めとしては非常によろしいなと思っています。

ちょっと私のほうからひとつ、これは質問してもお答えになりにくいところなのだと思うのですが、先ほど来、総点検の中では、津波被災地の課題で、特に森林等の開発で防災移転した県の住居等ができたという報告がありますが、将来的には都市というのはコンパクトシティーにならざるを得ない方向性があると思うんですね。そうすると、そういう開発行為が各都市の未来計画に沿わない形でどんどん進展すると、逆に行政が抱える問題というのは常に拡大してくる問題があるかと思います。ですから、そういう整合を図るような、総合的なマネジメントとおっしゃっているけれども、本当にこの利用計画はそういうところを見据えているのか。総合計画の全体会議の中でもありましたが、森林の開発の許可を得るというところで最終的に審議会に上がってきます。その流れの過程として、実際の中で開発がありましたと。それで地元も認めていますと。では、最後、県でどうですかということで、これを断る理由は何もなくて、そうすると、総合マネジメントの中で誘導的な在り方が必要にもかかわらず、そういうものとの不整合が出てくるのではないかと考えております。

	例えば、私は郡山に住んでおりますが、農地を含めた大規模な開発によって新しい町がいくつも出てきております。そうすると、市としては、社会インフラはすべてそこで整理する。災害を見てみると、そこが災害地だとは言いませんが、また新たな災害がそういうところで仮に発生した場合に、行政として、そういうところをコントロールというか、補うようなことができないような課題がますます進んでくる。その中で、では、空き地や空き家の問題をどうするかといっても、やはり民間自体が営業が成り立たなければいけないとなると、新たな集約したところで展開していったほうがいいわけですね。そうすると、この土地利用の在り方は非常に大事だなと思っていまして、そういうところまで含めて、市町村の将来計画を踏まえた上での利用計画の在り方かと思います。その辺がこの報告を見ていて非常に疑問に思ったところでございます。 それでは、まとめと総点検のところ、これを見ていただいて、この部分はどうだろうかというところ、疑問等がありましたらぜひご指摘いただければ、事務局のほうでもよりよいまとめになると、こういうふうに思っておりますので、ご意見をいただければありがたいと思います。酒井委員、お願いします。 長林先生のほうからおっしゃったコンパクトシティを目指すという、やはり直接的な言葉も含めたほうがよりわかりやすいなというふうに、今、お話をお聞きして思いました。 それと併せて、今回の都市計画の見直しというか、土地利用の在り方も含めて、やはり総合的に考えていって誘導していくというのがいいのかなというふうに思いました。 それと、併せて今回の台風被害で決壊とか氾濫が起きた地域ですね、ハザードマップがあるところとないところもあるのかなというふうにも思いまして、ハザードマップの見直しもされて、あと、対策もされていない市町村も多いということで、やはりそういうのはさらに被害が拡大していった要因だとも思いますので、決壊しない堤防をつくり上げていくのと同時に、浸水を前提としたまちづくりというものをみんなで考えていこう、みたいなものがやっぱり防災・減災につながっていくのかなというふうに思いました。以上です。
酒井委員	
長林部会長	ありがとうございます。 そのほか、ございませんか。和田委員、お願いいたします。
和田委員	原発事故による避難区域が設定されて、既に解除されたところですがけれども、現状を見ても、本当に全く変わっていない状況で、解除されても人が戻っていない。公表されている以上に人がいないというのを行ってみると実感いたします。 例えば檜葉町、今、比較的、人が戻っておりまして、活気があるというのですが、あれはまさにコンパクトシティかなというふうに感じております。ああいうまちづくりというのはなかなかいいなというふうに。いずれ歩いて買い物もできる、病院にも行ける、学校にも行けるという、ああいうまちづくりがどこでも必要になってくるのではないかなというふうにも思いますので、原発の被災区域の今後の在り方というのももう少し考えていったらいいのではない

	かなというふうに、たまに訪れる者にとってはそういうふうに思っております。何かいい方法があればと思っております。
長林部会長	ありがとうございました。では、ちょっと私のほうから、5次の点検のまとめのところで疑問というかわからないところがありますので、教えていただきたいのですが、まずは28ページの2段落目、「都市計画法に基づく」というところがあって、そこで一番最後の行ですが「低未利用地の有効利用や既成市街空洞化の解消につながるような土地利用を誘導する必要」と書いてありますが、これは具体的には何かあるんですか。言葉としては理解できても、つながるような土地利用の誘導の解釈の仕方がわからないので教えてください。
土地・水調整課長	今まで先生方のほうから国土利用計画の本当のあるべき姿みたいなことの神髄を突かれている気持ちになっております。こちらの長林部会長のほうからご質問があった部分でございます。本来の都市計画法の開発許可が目指すというもので、計画的な市街地形成という観点、あと、先ほど部会長からありましたように、将来的な公共コストも無視したような、郊外、郊外に都市的土地利用を進めることによって、公共インフラが公共投資のコストとして増嵩していくということを踏まえながら、計画的に市街地形成をやっていきましょうという本来の目的がございます。まさにコンパクトシティという発想も、福島県では商業まちづくり条例などを先駆けてつくって進めていたところでございますが、具体的なこの誘導するという方策というのは現実ございません。都市計画法の開発、市街化調整区域の開発許可基準、立地基準34条にありますけれども、そちらを満たしてしまうと、どうしても民間開発でやったらできてしまうので、なかなかこれも、「誘導」という言葉を使っておりますが、具体的にこういう方法でやっているということではございませんが、こういったことを意識しながら土地利用の計画的な利用を進めていくということが必要だということでこういうふうな形でまとめさせていただいたところでございます。
長林部会長	そうすると、あれですね。今のお話をお伺いすると、「誘導する」と書いてありますが、例えば官も民も一体としたような対策の取り方を誘導するような方法というのですかね、官民一体となった取組と。かえって民間のほうがすごくいいアイデアをお持ちですよ。 ですから、そういう意味では、県の報告なのだけでも、いろいろな事例も引いた上で、こんなものも出ているから、さらなる官民一体となった行動計画を推進するような考え方が必要だとか、そういうふうにおまとめになったほうが理解しやすいと思いますね。 それから、もう1点ですが、28ページの4の「地域活力を支える土地利用」と書いてある、その上の行です。「都市公園は」というところで、「引き続き、都市公園の整備を進めていく必要があります」というと、郡山あたりを見ると公園が沢山あります。それでまた都市公園を、どういう公園をつくっていくのだろうかと。そんなに本当に必要なんでしょうかね。そうすると、この都市公園の意味合いというのがあろうかと思うんですね。都市公園でなくてはならないんですか。公園というのは、例えば森林とか山林等を利用した公園の在り方

	もありますけど、幅広く捉えていただくとわかりやすいと思うのですが。お願いします。
土地・水調整課長	一応、施策の中に入っている項目として「都市公園」という言葉を使ってしまったんですね。ただ、公園というのは別に都市計画法の網がかぶった公園だけではなくて、自然公園もありますし、極端な話をすれば、民間デベロッパーがつくる開発行為に伴う公園というのもございます。ですから、基本的に都市公園という厳密な意味での解釈の公園に限っているというつもりはございませんが、施策として、数字として見せることができるのが都市公園という部分だったものですからこういう書きぶりをしております。都市公園をはじめとする自然的なレクリエーション、都市公園をはじめとするようなさまざまな公園の整備を進めていく必要があるというような形が、先生のご指摘を受けまして、そちらのほうがいいかなと考えているところでございます。
長林部会長	ぜひそうしていただくと、「地域住民の生活の質的向上、地域の活性化を図るための公園の在り方を検討していく」とかいうといいかもしれませんね。理解できます。 それから、29 ページの一番下ですが、「多様な主体が土地利用に関心を持ち、その管理を担っていくことが重要」と、これはわかるような、例えば誰がやるのか、管理しやすいために集中化するのか。これはコンパクトシティの問題とも兼ね合いますが、もうちょっと理解できるように、これはどういうことなのでしょうか。
土地・水調整課長	その部分につきましては、いわゆる前段に農地の例と、都市においては空き地や空き家というような形がございます。ひとつ想定しているのが、今の所有者不明土地の法律が国のほうでは法制化されました。所有者が不明なところで公共的な土地利用を進めるような。もちろん収用事業であれば今までも可能性はあったわけですが、いわゆる福祉的な、公共的な土地利用ですね。例えばポケットパークであったり、直売所をつくりたいとか、そういった土地利用というものがニーズとしてあったときに、所有者がわからないのでなかなか今まではできなかったというようなことも踏まえまして、当然、土地ですから、民間の方が持っているケースが多うございます。ただ、民間の方とは、公的な我々行政も含めた多様な主体が土地利用について適正な管理を意識しながら進めていくという観点でまとめさせていただいたところでございます。
長林部会長	だいぶ遠慮した形になっているんですね、この書き方は。本来、そういうものであれば、行政がある程度動けるような法体系になっていけばずいぶんいい。ただ、それ以外だと、代替の執行みたいな形しかありませんよね。なるほど、わかりました。疑問に思ったところですけども、すみません。 それから、最後でいいと思いますが、すみません、30 ページの②のところに「人口減少社会、土地利用」と書いてあって、下から3番目の最後ですね。「低未利用地や空き家の増加が深刻化する懸念があることから、土地の有効利用や管理水準を維持していく取組を一層進めていく必要があります」と。これは具体的に管理水準を維持するというのは何をするのかよくわからないのですが。

	恐らく専門的な方が見るとわかると思うんですが。
土地・水調整課長	当然、土地を利用する方が少なくなっていく中で、有効利用がなかなかされない土地が増えていると。利用されなければ、荒れ放題になってしまうというところとちょっと語弊があるかもしれませんが、土地は使われることによって適正な維持管理にもつながっていく部分がありますので、土地の有効利用と管理水準という形でセットの言葉として想定をさせていただいたのですが。
長林部会長	とすると、ここはあれですかね。先ほど酒井委員が言われたような、こういうものに対するアクションプランをつくりながら、官民一体になった取組ができるようなことを考えましようとか、そういうことなんですかね。何かそういう具体策がないとわからないですよ。
土地・水調整課長	わかりました。そうですね。ちょっと今、ざくっとしているので、検討させていただきます。
長林部会長	解釈がいろいろできますので、そこはご検討いただければよろしいです。
橋本氏（代理）	私のほうは以上ですが、そのほかございませんか。どうぞ。お願いします。 よろしいですか。これも純粹にわからないところですけども、27、28 ページにかけて、農地と森林保全について、「農地転用許可制度を適用し適切な利用を確保していく必要がある」、27 ページも同じ書きぶりだったのですが、前段に書いてあるのが開発行為なり、あるいは再生可能エネルギーで、そっこのほうが増えていくというのが今後続くという前提の中で、許可制度を適切に運用して適切な利用を確保というのは、イメージ的にはちょっとしっくりきていないんですけども、ただ、かといって、現実はどうなんだろうというのは、これはしょうがないかなと思っています。 それとの関連で、29 ページに、農地の部分については、下から2つ目ですけども、農地に関しては「復元が困難な耕作放棄地については、林地への転換や再生可能エネルギーの設備など、ほかの利活用を促進します」。これはこれでわかる。では、逆に、さっきのコンパクトシティの部分に絡むんですけども、林地の部分はどうしていくんだということまで突っ込めないのかなと。要するに森林の部分なりを里山というような形にできるのかどうなのか、その辺がちょっと見えない。 その辺の絡みで、30 ページの②の「人口減少社会における土地利用」という。人口減少社会なんだか高齢化社会なんだか、どっちかなと思ってさっきから読んでいるんですけども、どっちなのかな。どっちかというと高齢化なのかな。具体的にちょっとここだけが、はっきりいって、なんとなくわかるんですけど、やっぱりよくわからないので、そこはもうちょっと突っ込んで見ていただけるといいかなと思います。
土地・水調整課長	まず、27 ページの土地利用の量的調整ということでございます。農地許可、森林の許可、都市計画の許可ということで、再生可能エネルギーをはじめとする復興関連事業の増加に伴って件数が増加を見込めるということで、当然、土地の転換ということで、各種、県の施策であったり、民間の開発ニーズであったり、そういったものに基づきまして、農地が農地外になったり森林が森林外

	のものになったりということが、法体系の中で一定の基準を満たすと許可せざるを得ないという、許可でございますので。とはしながらも、先ほどもちょっと例示をしたつもりでおりますが、例えば太陽光をつくったけれども、なかなか事業が継続しないでそのまま放置されているというときに、許可の段階で、そこは「必ず元に戻します」というふうな条文になっているんですけども、なかなか現実的ではないということですね。 ですから、やはり限界もあるんですが、例えば、資金計画をじっくり審査するというような部分も必要になってくるでしょうし、そういう意味で、当然、農地を農地外にするとなかなか元どおりに戻らないというような性質を十分踏まえながら、その制度そのものを適正に運用していくことが求められるというような形でまとめさせていただいたところでございます。内容等についてはもう一度検討させていただきたいと思います。 もうひとつが、29 ページの「林地などへの転換や…」という部分でございます。こちらについては、先生のご指摘のとおり、ちょっと検討させていただきたいと思っております。 最後に 30 ページ。これは人口減少社会。まさに先生がおっしゃるとおり、高齢化ということも当然セットでございますので、前のほうでは人口減少と高齢化を両方言っておりますので、こちらについても高齢化という部分も踏まえながら進めていきたいと思っております。
長林部会長	ありがとうございます。よろしいですか。そのほか、ございますか。どうぞ、和田委員。
和田委員	この計画の中では今まで里地とか里山という言葉は聞いてないような気がするんですけども、これはここでは扱わない言葉なんではないでしょうか。それをちょっとお聞きしたいなど。
長林部会長	事務局、お願いいたします。
土地・水調整課長	決して扱わないという言葉ではございません。当然、その部分は、欠落というのか、5 次計画の中にちょっと踏み込んだ形の記入の仕方がなかったのかなという感じがしますが、国土利用計画の性質として、皆さんの、先生のほうからいただいた「誘導」という部分がどこまではたしてできるのという部分があります。 国土利用計画は、本来、昭和 49 年に法制化してこの計画ができたというふうに私は理解しています。当時は、人口増加で乱開発であったり、あるいは昭和 49 年当時、法制化の背景として挙げられたのは公害問題であったり、そういったものに適正な土地利用を進めましょうということを背景としてこの国土利用計画が創設されたと認識しています。その中で国土利用計画というのが、土地価格の審査という側面と、その土地利用の在り方という側面、両方の側面で土地の適正な利用管理ということを目指そうとしたところと理解しています。 本来であれば、この国土利用計画のほうにさまざまな許可制度も設けよう、例えば、当時、まだ都市計画法ですと線引き都市計画の許可しかなくて、当時は非線引きではなくて未線引きと言ったんですけども、未線引きの許可をこ

	の国土利用計画でやらせようとか、農用地区域内の許可をやらせようとか、森林許可をここに入れようというような、いろいろな法制化の中で議論があったようでございます。とはしながらも、やはりそういったものは個別法に委ねて、こちらについては総合的な調整を図ろうということで、今、現在に至ったところ です。 国土利用計画はそういった背景も踏まえながら、各関連計画、土地利用規制に関する計画がございますので、そちらに基づく計画、いわゆる関係部局が行っているような空き家であったり、道路であったり、県内のさまざまな計画に横串を刺すような位置づけとして、ひとつこの県土の在り方の方向性を示す計画ということで考えているところでございます。誘導というのは、研究させていただきたいと思います。 ぜひ6次計画には、今、先生のご指摘があった里山という部分も、どこまで書けるかということについて、検討させていただければと思います。 農村地に隣接するような里地里山という概念は非常に重要ですよ。やはり森林とかもそういう概念も挙げていただけると。流域全体に目を配ったような計画にできると思いますので、よろしくお願いします。 それではいかがでございましょう。よろしいですか。では、今日ご議論いただいた中で、まだまだ後ほど気がつかれる問題点がありますので、事務局のほうからメールでご意見を承りたいということで、様式を後ほど送ってくださるというようなことですね。お願いします。
長林部会長	今ほどの各委員の皆様から貴重なご意見をありがとうございます。本日いただいた意見のほかに、また言い足りない部分もおありになるかと思いますので、こちらのほうからメールにて様式をお送りさせていただきますので、そこにまたご意見をお書きいただきましてお寄せいただければと思っております。事務局のほうまでご提出いただきますようお願いいたします。
事務局（坂詰主幹）	
長林部会長	ご苦労さまでございました。それでは、本日、委員の先生方から頂戴しましたご意見をもとに福島県の土地利用の課題についてまとめまして、次期計画の基本方針等にまとめていただきたいと思います。 それでは、1番の議題はよろしいでしょうか。それでは次の議題に移らせていただきます。2番「次期福島県国土利用計画の策定について」、事務局、ご説明をお願いします。
土地・水調整課長	引き続き、土地・水調整課ほうから説明させていただきたいと思います。資料4と5でございますが、まず資料4につきましては、国土利用計画の国計画と県計画、また、市町村計画それぞれの策定経緯等についてまとめさせていただいたものでございます。 今、現在の県計画が5次計画でございまして、一番下の平成25年3月25日に目標年次を令和2年度として定めたものでございます。なお、ちなみに県内の市町村の計画策定状況でございますが、59市町村中51市町村で策定しているところでございます。 引き続きまして資料5でございますが、今まで本当に貴重な先生方からのご

指摘、ご意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。そういったことを踏まえながら、新しい計画の今後の方向性みたいなものをつくってまいりたいと考えておりますが、現時点で事務局のほうで考えている基本的な考え方としてまとめさせていただいたものでございます。

資料5の2の「次期福島県国土利用計画策定の考え方」ということで、大きくは5つのポイントで、論点でまとめさせていただきました。まず、東日本大震災からの復旧・復興というようなことを踏まえながら、より県土の魅力を高めてよりよい状態で次世代へ引き継いでいくというような観点、福島の再生に向けた新たな土地利用を計画的に進めようという視点、あと、人口減少・少子高齢化に伴う耕作放棄地の増加など、県土管理水準の低下に適切に対応して、いわゆる県土の有効利用、適切な管理という視点、まさに防災・減災の強化という、本日もさまざまな貴重なご意見を頂戴いただきましたが、こういった視点。あと、再生可能エネルギーの導入ということで進めているわけですが、自然との調和を図りながら進めていくという視点、最後に、これは本来、土地利用規制関係のベースになる考え方ですが、自然的土地利用と都市的土地利用のバランスを重視するという視点。こういった形で方向性を、今、事務局として案として考えているところでございます。

2ページ目をお開きください。次期計画の部分でございますが、計画期間は上位計画である総合計画との整合性を図り、10年を今現在想定しております。さらに、前回の審議会でも若干触れさせていただいたところでございますが、国土利用計画と土地利用基本計画、2つの計画は、国土利用法に基づく計画として2つございますが、こちらの統合ができないかということで、今、検討をさせていただいているところでございます。

3ページをお開きいただけますでしょうか。簡単にご説明させていただきますと、国土利用計画、さまざまなご意見をいただきましたが、県土利用の方向性を示す計画でございます。一方、土地利用基本計画というのは、その方向性を、規制という観点ではなくて、各個別法を総合調整するという観点から、その方向性を実現するための方針としてまとめたものでございます。なかなかわかりづらいと思うのですが、下のイメージ図をご覧くださいのかと思います。土地利用基本計画の策定が法律で当然定められる、先ほど昭和49年と言いましたが、都市計画法とか農振法とか森林法とか、それぞれ個別の法の観点から、その必要性に基づいた土地利用の誘導や規制が行われておりました。

そのあと、例えばよく言われていることですが、都市計画法では市街化区域とか市街化調整区域などの土地利用の規制や誘導を守備範囲にしているわけですが、それ以外の都市計画に、いわゆる白地帯区域だったりとか、もちろん都市計画法ですから都市計画区域内は守備範囲にしていますので、区域外であるとか、そういったところは都市計画法ではなかなか誘導や規制ができないということです。その一方で、その区域が農振など農側においては非常に保全すべき土地だったりするというケースがございます。

このように、個別法単体ではなかなか誘導規制がうまくいかないという状況

	が生じたために、この土地利用基本計画というものが想定されたところでございます。具体的には、都市計画法や農振法などの個別法の定めるそれぞれの都市計画区域、農振区域に呼応するような形で、土地利用基本計画においては都市地域、農業地域、森林地域などの5つの地域を定めて、その調整指導方針を計画としてまとめているところでございます。現在の計画は平成14年3月に策定されております。こちらについては特に目標年次がいつまでということとはございません。国土利用計画の改定に合わせて一部変更を行っているというような状況でございます。 2ページにお戻りいただけますでしょうか。この統合ということでございますが、4番に関係図というような形でまとめております。イメージ図を簡単にしたものでございますけれども、国土利用計画に基づいて土地利用基本計画というものがありますという話をしました。お互いの計画の中に、この県土地利用の基本構想というところをお互い重複し合っているような状態です。 こんなところから、2つの計画を一緒にして、土地利用行政に関わる市町村であるとか、関係機関においてわかりやすくできないかなということで、今現在、検討を進めているところでございますので、ご意見を頂戴いただければと思います。全国的にも新潟や茨城など11県で利用計画の統合を行っております。 最後でございますが、スケジュールでございます。資料6でございます。これは冒頭ご説明させていただきましたので細かい説明は割愛させていただきますが、来年10月の第5回総合計画審議会で答申案の審議を予定しているところでございます。本日も貴重なご意見を頂戴いたしました。非常に長丁場になりますが、ぜひとも先生方のご指導をお願いしたいと思っております。 説明は以上でございます。
長林部会長	どうもありがとうございました。 改定についての考え方をご説明いただきました。それと同時に、4番のところ、3番、4番ですか、国土利用計画と県土地利用基本計画を統合したらいかがか。この2点をご説明いただきましたので、ご意見があればお願いいたします。酒井委員、お願いします。
酒井委員	説明いただきまして、イメージとか内容はよくわかったんですけども、統合を実際にした場合の名称はどうなるのかなと思って、ちょっとお聞きしたいと思います。
土地・水調整課長	私のほうから回答させていただきます。まだ名称は全くノープランといえますか、考えてはいないのですが、法律上は土地利用基本計画は定めるというのが必須の計画なんです。一方、国土利用計画は、義務ではないというところ。現時点で名称の案は全くなくて、極端な話、「国土利用計画・土地利用基本計画」という名称をしている他県などはございます。以上でございます。
長林部会長	そうすると、次回からは「福島県国土利用計画」という名称が変わる可能性もあるということですかね。 そのほか、お願いいたします。それでは、策定に当たっての基本的な考え方

	をご覧になっていただいて、入れるべき視点、もしくはこのままでよろしいのでなかろうかという考えがありましたら、ご意見をいただけると。
橋本氏（代理）	私は特にないです。ただ、これからの議論の際は、この基本的な考え方というのは常に表示していただきながら、そっちの整合性を取れるような議論をできるようにしていただきたいと。
長林部会長	言葉がどうもあれですね。最後の段落のところですが、「慎重かつ計画的な土地の転換を図る」「美しくゆとりある県土利用」というと何か難しいなど。事務局としてはこれを入れたいところなのでしょうが。
酒井委員	言わんとしていることはわかるんですけども。
長林部会長	例えば、こんなところはあれなんですかね。「人の営みと自然の営みが調和した、いわゆる持続可能な社会の実現」と上で使っていますから。でも、やはり長く安全で住める社会なんですかね。それを「美しい」と言われたのかとも思いますが、一般には理解し難い言葉だと思います。
企画調整部政策監	ちょっと表現が情緒的な。
長林部会長	いい言葉なんですけれどもね。
企画調整部政策監	ほかの目標とそんなにかぶらないようにしながら表現は考えます。
土地・水調整課長	ありがとうございます。まさに今、政策監がお話ししたとおり、ほかの項目とちょっと語尾を重複しないような工夫を。その中で、福島県は「うつくしまふくしま」という言葉があるように、「美しい」というのと「ゆとり」という言葉というものが昔からよく使われていた言葉でございますので。
長林部会長	聞いたことはあるんですが。
土地・水調整課長	なお、こちらについては検討させていただきたいと思います。
長林部会長	「人々が安心して暮らせるような方向の土地利用の在り方を推進する」というとわかるのですが、多分そのことだと思うんだけど、安全と安心というのはすごく重要なんだけど、これは並列にはできないですよ。安全というのは誰でもわかるけれども、安心というのはそれぞれ心の様態なものだから、ある人は安心と思ってもある人は安心ではないということです。何か将来とも、快適にとっても言えないんだな。安全に生活できるような県土利用はあるはずだと思うので、何か言葉を政策監とご相談して最後のところに付けていただけると。
	ありがとうございました。そのほかございますか。統合のほうはご理解いただいたということで、あと、ここの基本的な考え方はよろしいでしょうか。事務局にご提示いただきましたので。では、この報告に沿って、今後、進めていただきたいと思います。どうもありがとうございました。
	それでは、2番は終了でございます。その他でございますので、事務局からですか。
事務局（坂詰主幹）	総合計画審議会への報告についてでございますが、現在のところ、来年1月下旬から2月上旬に総合計画審議会第3回が予定されておりますので、今回、本日の部会での検討状況のご報告をお願いしたいと考えておりますので、長林部会長、よろしくお願いいたします。

長林部会長	なお、次回のこの部会につきましては2月に予定しております。後日、改めてメール等で日程調整をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。それでは審議会へのご報告がありましたけれども、第3回の審議会第1回部会の経過について、ご説明させていただきます。 何かほかにご質問、ご意見等があれば、お受けしますが、よろしいですか。ありがとうございました。 それでは、本日、予定されておりました議題ですがすべて終了しましたので、議事の進行を事務局にお返しいたします。どうもご協力、ありがとうございました。
事務局（坂詰主幹）	——閉 会—— ありがとうございました。 これをもちまして福島県総合計画審議会、第1回福島県国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。 （以 上）